議案第29号

大口町国民健康保険税条例の一部改正について

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和2年3月31日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、国民健康保険の保険税負担の公平性の確保及び低所得層の保険税負担の軽減を図るため、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大口町国民健康保険税条例(昭和41年大口町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第26条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の大口町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後 の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険 税については、なお従前の例による。 新

旧

(課税額)

第2条 略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条 第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属 する国民健康保険の被保険者につき算定した 所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割 額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただ し、当該合算額が63万円を超える場合にお いては、基礎課税額は63万円とする。

3 略

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護 納付金課税被保険者である世帯主(前条第2 項の世帯主を除く。) 及びその世帯に属する 介護納付金課税被保険者につき算定した所得 割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等 割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 17万円を超える場合においては、介護納付 金課税額は17万円とする。

(国民健康保険税の減額)

第26条 次の各号の一に掲げる国民健康保険|第26条 次の各号の一に掲げる国民健康保険 税の納税義務者に対して課する国民健康保険 税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額か らア及びイに掲げる額を減額して得た額(当 該減額して得た額が63万円を超える場合に は、63万円)、同条第3項本文の後期高齢 者支援金等課税額からウ及び工に掲げる額を 減額して得た額(当該減額して得た額が19 万円を超える場合には、19万円)並びに同 条第4項本文の介護納付金課税額からオ及び カに掲げる額を減額して得た額(当該減額し て得た額が17万円を超える場合には、17 万円)の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額 及び山林所得金額の合算額が、33万円に (課税額)

第2条 略

第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属 する国民健康保険の被保険者につき算定した 所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割 額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただ し、当該合算額が61万円を超える場合にお いては、基礎課税額は61万円とする。

納付金課税被保険者である世帯主(前条第2 項の世帯主を除く。) 及びその世帯に属する 介護納付金課税被保険者につき算定した所得 割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等 割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 16万円を超える場合においては、介護納付 金課税額は16万円とする。

(国民健康保険税の減額)

税の納税義務者に対して課する国民健康保険 税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額か らア及びイに掲げる額を減額して得た額(当 該減額して得た額が61万円を超える場合に は、61万円)、同条第3項本文の後期高齢 者支援金等課税額からウ及び工に掲げる額を 減額して得た額(当該減額して得た額が19 万円を超える場合には、19万円)並びに同 条第4項本文の介護納付金課税額からオ及び カに掲げる額を減額して得た額(当該減額し て得た額が16万円を超える場合には、16 万円)の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額 及び山林所得金額の合算額が、33万円に

新

旧

被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア~カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額 及び山林所得金額の合算額が、33万円に 被保険者及び特定同一世帯所属者1人につ き<u>52万円</u>を加算した金額を超えない世帯 に係る納税義務者(前2号に該当する者を 除く。)

ア~カ 略

被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア~カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額 及び山林所得金額の合算額が、33万円に 被保険者及び特定同一世帯所属者1人につ き<u>51万円</u>を加算した金額を超えない世帯 に係る納税義務者(前2号に該当する者を 除く。)

ア~カ 略

改正要旨

1 改正の趣旨

国民健康保険の保険税負担の公平性の確保及び低所得層の保険税負担の軽減を 図るため、基礎課税分(医療分)及び介護納付金課税額の課税限度額及び軽減 対象所得基準額の改正を行うものです。

2 改正の概要

(1) 国民健康保険税率等の見直し

基礎課税分(医療分)に関する改正

項目	改正前	改正後	改正条項
課税限度額	6 1 万円	63万円	第2条、第26条

介護納付金課税額に関する改正

項目	改正前	改正後	改正条項
課税限度額	16万円	17万円	第2条、第26条

(2) 軽減対象所得基準額の改正 (第26条関係)

5割軽減及び2割軽減の対象となる所得基準額を引き上げます(下線部分)。

ア 5割軽減

現行の加算額28万円を、28万円5千円に引き上げます。

【改正前】	合計所得金額が33万円+{ <u>28万円</u> ×(被保険者数+特定同
	一世帯所属者)}を超えない世帯
【改正後】	合計所得金額が33万円+{ <u>28万5千円</u> ×(被保険者数+特
	定同一世帯所属者)}を超えない世帯

- ※特定同一世帯所属者…国民健康保険から後期高齢者医療保険へ移行した者で、引き続き、国民健康保険の被保険者と同一の世帯に属する者をいう。
- (例) 世帯の合計所得89万5千円、夫(世帯主)・妻の2人で加入の場合

【改正前】 33万円+28万×2人(加入者である夫と妻)

=89万円<89万5千円 …5割軽減に該当しない

【改正後】 33万円+28万5千円×2人(加入者である夫と妻)

=90万円>89万5千円 …5割軽減に該当する

イ 2割軽減

現行の加算額51万円を、52万円に引き上げます。

【改正前】	合計所得金額が33万円+{ <u>51万円</u> ×(被保険者数+特定同
	一世帯所属者)}を超えない世帯
【改正後】	合計所得金額が33万円+{ <u>52万円</u> ×(被保険者数+特定同
	一世帯所属者)}を超えない世帯

(例) 世帯の合計所得136万円、夫(世帯主)・妻の2人で加入の場合

【改正前】 33万円+51万円×2人(加入者である夫と妻)

=135万円<136万円 …2割軽減に該当しない

【改正後】 33万円+52万円×2人(加入者である夫と妻)

= 137万円> 136万円 …2割軽減に該当する

※7割軽減(改正なし)

合計所得金額が33万円を超えない世帯

3 施行期日

令和2年4月1日から施行します。